



# 山形県公報

平成27年4月1日(水)

号 外 ( 8 )

## 目 次

### 訓 令

○山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令…………… (人 事 課) … 1

## 訓 令

### 山形県訓令第5号

序 中  
出 先 機 関

山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令

山形県事務代決及び専決事務に関する規程（昭和28年12月県訓令第49号）の一部を次のように改正する。

第13条中「(総合支庁の事務所長を含む。)」を削る。

別表第1法人の項第2項中「(解散命令に関するものを除く。)」を削り、同表法人の項第3項中「並びに特例民法法人の移行の認定及び認可」を削り、同表法人の項第6項中「(特例民法法人の解散命令に関するものを除く。)」を削り、同表法人の項第7項を削り、同表の備考第5項の表中「、庄内空港事務所」を削り、「及び事務所の長」を「の課長」に改め、同備考第6項中「に係る財務の項第16項」を「に係る財務の項第15項」に改め、「(物品の調達に係るものを除く。)」を削り、同項の表中

農林水産部各課	農政企画課長	を
---------	--------	---

農林水産部6次産業推進課、県産米ブランド推進課	農政企画課長	に改め、同備考第7項
農林水産部園芸農業推進課、畜産振興課、水産振興課	農業技術環境課長	
農林水産部農村整備課	農村計画課長	

の表中「地域保健福祉課」を「地域健康福祉課」に改め、同表庄内空港事務所の項を削り、同備考第9項の表中

総務部各課	総務厚生課長	を
-------	--------	---

総務部各課	総務厚生課長	に改め、同備考第10項
農林水産部各課	農政企画課長	

を削り、同備考第11項中「及び事務所」を削り、同項の表庄内空港事務所の項を削り、同備考第11項を同備考第10

項とする。

別表第2 総務部の項総務厚生課の項臨時職員等に関すること。の項課長専決事項の欄第1項中「臨時的任用職員」を「再任用短時間勤務職員、臨時的任用職員」に改め、同表環境エネルギー部の項みどり自然課の項中

		3 第17条の2 第1項の規定 による生態系 維持回復事業 計画の策定に 関すること。	
--	--	--	--

を

		3 第17条の2 第1項の規定 による生態系 維持回復事業 計画の策定に 関すること。	
農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に関すること。		1 第7条第4項の規定による同項第10号に掲げる行為に係る協議に対する同意に関すること。	

に改め、同表子育て推進部の項子育て

支援課の項中

学校教育法に関すること。		1 第4条の規定による私立幼稚園の設置廃止等認可に関すること。	
--------------	--	---------------------------------	--

を

学校教育法に関すること。		1 第4条の規定による私立幼稚園の設置廃止等認可に関すること。	
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に関すること。		1 第17条第1項の規定による幼保連携型認定こども園の設置等の認可に関すること。	
		2 第20条の規定による改善勧告及び改善命令に関すること。	

に改め、同部の項子ども家庭課の項児

	3 第21条第1項の規定による事業停止命令等に関すること。	
	4 第22条第1項の規定による幼保連携型認定こども園の認可の取消しに関すること。	

童福祉法に関すること。の項部長専決事項の欄第1項中「同条第7項」を「同条第12項」に改め、同表健康福祉部の項地域医療対策課の項保健師助産師看護師法に関すること。の項及び保健師助産師看護師法施行令に関するこ

と。の項を削り、同表商工労働観光部の項中  
 「商業・まちづくり振興課」を「商業・県産品振興課」に改め、同表農林水産部の項林業振興課

の項中

	2 第4条第1項及び第3項の規定による合理化計画（2以上の総合支庁の所管区域にわたるものに限る。）の変更の認定及び認定の取消しに関すること。	を
--	--	---

	2 第4条第1項及び第3項の規定による合理化計画（2以上の総合支庁の所管区域にわたるものに限る。）の変更の認定及び認定の取消しに関すること。	
--	--	--

<p>農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に関すること。</p>		<p>1 第7条第4項の規定による同項第5号に掲げる行為（土地の形質を変更する行為に限る。）に係る協議に対する同意（山形県森林審議会の意見を聴くことを要するものに限る。）に関すること。</p>	
--	--	--	--

に改め、同表県土整備部の項中

「道路整備課」を「道路保全課」に改める。

別表第3総務企画部の項総務課の項不当景品類及び不当表示防止法に関すること。の項総合支庁部長専決事項の

欄第1項中「第9条第2項」を「第9条第1項」に改め、同課の項中

「特定非営利活動促進法に関すること（村山総合支庁及び庄内総合支庁に限る。）

「特定非営利活動促進法に関すること（村山総合支庁及び庄内総合支庁に限り、事務所が山形市、上山市、村山市、西村山郡河北町又は東田川郡庄内町のいずれかの区域内のみに所在する特定非営利活動法人に係るものを除く。）。

を に

改め、同部の項地域振興課の項中

「特定非営利活動促進法に関すること（最上総合支庁及び置賜総合支庁に限る。）。

を

「特定非営利活動促進法に関すること（最上総合支庁及び置賜総合支庁に限り、事務所が南陽市の区域内のみに所在する特定非営利活動法人に係るものを除く。）。

に改め、同課の項特例民法法人に関する

ること（別に指定する特例民法法人に関するものに限る。）。の項を削り、同表保健福祉環境部の項福祉課の項児童福祉法に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第1項中「第21条の5の21第2項」を「第21条の5の21第3項において準用する第19条の16第2項」に改め、同欄第2項中「同条第7項」を「同条第12項」に改め、同課の項児童福祉法に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄第15項及び第16項を削り、同欄第17項中「第6項」を「第11項」に改め、同項を同欄第15項とし、同欄第18項から第21項までを2項ずつ繰り上げ、同部の項環境課の項

中

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に関すること。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則に関すること。

を

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に関すること。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則に関すること。

に改め、同課の項大気汚染防止法に関すること。の項総合支庁部長専

決事項の欄第10項中「第18条の18」を「第18条の19」に改め、同課の項特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律に関すること。の項を次のように改める。

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に関すること。		1 第18条の規定による勧告、公表及び命令に関すること。	1 第17条の規定による指導及び助言に関すること。
		2 第35条の規定による登録の取消し等（県内に事業所を有しない事業者に係るものを除く。）に関すること。	2 第27条第1項の規定による第一種フロン類充填回収業者の登録（県内に事業所を有しない事業者に係るものを除く。）に関すること。

	<p>3 第49条の規定による勧告及び命令（県内に事業所を有しない第一種フロン類充填回収業者に係るものを除く。）に関する事</p>	<p>3 第30条第1項の規定による登録の更新（県内に事業所を有しない事業者に係るものを除く。）に関する事</p>
		<p>4 第31条第1項の規定による届出の受理（県内に事業所を有しない事業者に係るものを除く。）に関する事</p>
		<p>5 第33条第1項の規定による届出の受理（県内に事業所を有しない事業者に係るものを除く。）に関する事</p>
		<p>6 第45条第4項の規定による報告の受理に関する事</p>
		<p>7 第47条第3項の規定による回収量等の報告の受理（県内に事業所を有しない事業者に係るものを除く。）に関する事</p>
		<p>8 第48条の規定による指導及び助言（県内に事業所を有しない第一種フロン類充</p>

			<p>填回収業者に 係るものを除 く。）に關す ること。</p>
			<p>9 第91条の規 定による第一 種特定製品の 管理者、第一 種特定製品整 備者、第一種 特定製品廃棄 等実施者、第 一種フロン類 引渡受託者及 び第一種フロ ン類充填回収 業者（県内に 事業所を有し ない第一種フ ロン類充填回 収業者に係 るものを除 く。）に対す る報告の徴収 に關すること。</p>
			<p>10 第92条第1 項の規定によ る第一種特定 製品の管理 者、第一種特 定製品整備 者、第一種特 定製品廃棄等 実施者、第一 種フロン類引 渡受託者及び 第一種フロ ン類充填回収 業者（県内に 事業所を有し ない第一種フ ロン類充填回 収業者に係 るものを除 く。）に 對する立入 検査に關す ること。</p>

別表第3 保健福祉環境部の項環境課の項中

		23 第131条 第1項の規定による立入検査に関すること。	
--	--	-------------------------------	--

を

		23 第131条 第1項の規定による立入検査に関すること。	
--	--	-------------------------------	--

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に関すること。		1 第7条第4項の規定による同項第9号に掲げる行為（自然公園法第20条第3項の許可を要する行為に限る。）に係る協議に対する同意に関すること。	1 第7条第4項の規定による同項第9号に掲げる行為（自然公園法第33条第1項の届出を要する行為に限る。）に係る協議に対する同意に関すること。
---	--	--	--

に改め、同部の項保健企画課の項医薬

品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第2項中「又は第35条第3項ただし書」を「、第35条第3項ただし書、第39条の2第2項ただし書又は第40条の6第2項ただし書」に改め、同欄第4項中「において」を「並びに第40条の7第1項において」に改め、同欄中第20項を第21項とし、第19項を第20項とし、第18項を第19項とし、同欄第17項中「」に関する」を「」及び第68条の8の規定による再生医療等製品（再生医療等製品承認取得者等に係るものを除く。）に関する」に改め、同項を同欄第18項とし、同欄第16項の次に次の1項を加える。

17 第40条の5第1項及び第4項の規定による再生医療等製品の販売業の許可及び許可の更新に関すること。

別表第3 保健福祉環境部の項保健企画課の項医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第11項から第13項までの規定中「又は」を「、」に、「貸与業」を「貸与業又は再生医療等製品の販売業」に改め、同課の項中

「栄養士法に関すること（住所地在外にある者に係るものを除く。）（最上総合支庁を除く。）。

を

「栄養士法に関すること（住所地在外にある者に係るものを除く。）（村山総合支庁及び最上総合支庁を除く。）。

に、



栄養士法施行令に関すること（住所地が県外にある者に係るものを除く。）（最上総合支庁を除く。）。

栄養士法施行令に関すること（住所地が県外にある者に係るものを除く。）（村山総合支庁及び最上総合支庁を除く。）。

			2 第6条第1項の規定による栄養士免許証の再交付に関すること。
--	--	--	---------------------------------

を

			2 第6条第1項の規定による栄養士免許証の再交付に関すること。
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に関すること（村山総合支庁に限る。）。		1 第22条の規定による申請の受理に関すること。	1 第27条の規定による指定医の診察等に関すること。
		2 第23条の規定による通報の受理に関すること。	2 第29条の2の規定による緊急措置入院に関すること。
		3 第24条の規定による通報の受理に関すること。	
		4 第25条の規定による通報の受理に関すること。	
		5 第26条の規定による通報の受理に関すること。	
		6 第26条の2の規定による届出の受理に関すること。	

に、

	7 第26条の3の規定による通報の受理に関すること。	
	8 第27条第5項及び第38条の6第3項において準用する第19条の6の16の規定による職員の身分を示す証票の発行に関すること。	
	9 第28条第1項の規定による診察の通知に関すること。	
	10 第29条第1項及び第3項の規定による入院措置及び通知に関すること。	
	11 第29条の2の2の規定による移送に関すること。	
	12 第29条の4第1項の規定による入院措置の解除に関すること。	
	13 第29条の5の規定による措置入院者の症状等に係る届出の受理に関すること。	
	14 第33条の7第5項の規定による届出の受理に関すること。	
	15 第34条の規定による医療保護入院等のための移送に関すること。	

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に関すること（庄内総合支庁に限る。）。」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に関すること（村山総合支庁及び庄内総合支庁に限る。）。」に、「健康増進法に関すること（最上総合支庁を除く。）。」を「健康増進法に関すること（村山総合支庁及び最上総合支庁を除く。）。」に改め、同部の項地域保

健予防課の項児童福祉法に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第3項を削り、同部の項地域保健福祉課の項児童福祉法に関すること（最上総合支庁を除く。）の項総合支庁長専決事項の欄第9項を削り、同課の項児童福祉法に関すること（最上総合支庁を除く。）の項総合支庁部長専決事項の欄第1項中「第21条の5の21第2項」を「第21条の5の21第3項において準用する第19条の16第2項」に改め、同欄第2項を削り、同課の項児童福祉法に関すること（最上総合支庁を除く。）の項総合支庁課長専決事項の欄第11項から第21項までを削り、同課の項児童福祉法施行規則に関すること（村山総合支庁に限る。）の項及び保育所運営負担金に関すること（村山総合支庁に

限る。）の項を削り、同課の項中「特別児童扶養手当等の支給に関する法律に関すること（特別児童扶養手当に係るものを除く。）（村山総合支庁を除く。）。」を「特別児童扶養手当等の支給に関する法律に関すること（特別児童扶養手当に係るものを除く。）。」に改め、同課の項介護保険に関するこ

と。の項総合支庁課長専決事項の欄第2項中「指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する費用の額の算定に関する基準」を「指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準」に改め、同部の項中

健康増進法に関すること（最上総合支庁に限る。）。		1 第19条の規定による栄養指導員の任命に関すること。		を
--------------------------	--	-----------------------------	--	---

	健康増進法に関すること（最上総合支庁に限る。）。		1 第19条の規定による栄養指導員の任命に関すること。	
地域健康福祉課	栄養士法に関すること（住所地が県外にある者に係るものを除く。）。			1 第2条第1項の規定による栄養士の免許に関すること。
				2 第3条の2第1項の規定による栄養士名簿に関すること。

			3 第4条第2項の規定による栄養士免許証の交付に関すること。
栄養士法施行令に関する事 （住所地在県外にある者に係るものを除く。）。			1 第5条第1項の規定による栄養士免許証の書換え交付に関する事。
			2 第6条第1項の規定による栄養士免許証の再交付に関する事。
健康増進法に関する事。		1 第19条の規定による栄養指導員の任命に関する事。	
児童福祉法に関する事。	1 第21条の5の21第1項の規定による報告の徴収等に関する事。	1 第21条の5の21第3項において準用する第19条の16第2項（第21条の5の26第5項、第24条の15第2項及び第24条の39第5項において準用する場合を含む。）の規定による職員の身分を示す証明書の発行に関する事。	1 第21条の5の3第1項の規定による指定障害児通所支援事業者の指定に関する事。
	2 第21条の5の22第1項及び第3項の規定による勧告及び命令に関する事。	2 第35条第4項の規定による児童福祉施設の設置の認可及び同条第12項の規定による児童福祉施設の廃止及び休止の承認に関する事（第二種社会福祉事業に係るものに限る。）。	2 第21条の5の16の規定による指定の更新に関する事。

	3 第21条の5の26第1項の規定による報告の徴収等に関すること。		3 第21条の5の19の規定による届出の受理に関すること。
	4 第21条の5の27第1項及び第3項の規定による勧告及び命令に関すること。		4 第21条の5の25の規定による届出の受理に関すること。
	5 第24条の15第1項の規定による報告の徴収等に関すること。		5 第24条の2第1項の規定による指定障害児入所施設の指定に関すること。
	6 第24条の16第1項及び第3項の規定による勧告及び命令に関すること。		6 第24条の10の規定による指定の更新に関すること。
	7 第24条の39第1項の規定による報告の徴収等に関すること。		7 第24条の13の規定による届出の受理に関すること。
	8 第24条の40第1項及び第3項の規定による勧告及び命令に関すること。		8 第24条の14の規定による届出の受理に関すること。
	9 第46条第3項の規定による児童福祉施設に係る改善命令等に関すること。		9 第24条の38の規定による届出の受理に関すること。
			10 第34条の3の規定による障害児通所支援事業及び障害児相談支援事業に係る届出の受理に関すること。
			11 第34条の4の規定による児童自立生活援助事業及び小規模住居型児童養育事業に係る届出の受理に関すること。

		12 第34条の5第1項の規定による児童自立生活援助事業及び小規模住居型児童養育事業に係る報告の徴収等に関すること。
		13 第34条の12の規定による一時預かり事業の届出の受理等に関すること。
		14 第34条の14第1項の規定による一時預かり事業に係る報告の徴収等に関すること。
		15 第35条第3項及び第6項の規定による児童福祉施設の設置、廃止及び休止の届出の受理に関すること（第二種社会福祉事業に係るものに限る。）。
		16 第46条第1項の規定による児童福祉施設に係る報告の徴収等に関すること。
		17 第59条第1項の規定による立入調査等に関すること。
		18 第59条の2の規定による認可外保育施設に係る届出の受理等に関すること。
		19 第59条の2の5第1項の規定による認可外保育施設からの報告の受理に関すること。

<p>児童福祉法施行規則に関する こと。</p>			<p>1 第37条第4項から第6項までの規定による児童福祉施設に係る変更の届出の受理に関する こと（第二種社会福祉事業に係るものに 限る。）。</p>
<p>保育所運営負担金に関する こと。</p>		<p>1 保育所運営負担金の加算の認定等に関する こと。</p>	
<p>民生委員法に関する こと。</p>		<p>1 第17条の規定による指揮監督に関する こと。</p>	
		<p>2 第18条の規定による指導訓練に関する こと。</p>	
<p>身体障害者福祉法に関する こと。</p>	<p>1 第39条の規定による身体障害者生活訓練等事業等を行う者に対する報告の徴収等に関する こと。</p>		<p>1 第26条第1項から第3項までの規定による届出の受理に関する こと。</p>
	<p>2 第40条の規定による命令に関する こと。</p>		
<p>生活保護法に関する こと。</p>	<p>1 第44条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査に関する こと。</p>	<p>1 第41条第2項の規定による保護施設の設置の認可（第二種社会福祉事業に係るものに 限る。）及び同条第5項の規定による名称等の変更の認可に関する こと。</p>	<p>1 第40条第2項の規定による保護施設の設置の届出の受理に関する こと。</p>
	<p>2 第45条第1項の規定による改善命令に関する こと。</p>	<p>2 第46条第3項の規定による管理規程の変更命令に関する こと。</p>	<p>2 第46条第2項の規定による管理規程の届出の受理に関する こと。</p>

		3 第48条第3項の規定による保護施設の長の指導の制限及び禁止に関すること。	
生活保護法施行規則に関すること。			1 第7条の規定による報告の受理に関すること。
社会福祉法に関すること。	1 第43条第1項及び第3項の規定による定款の変更の認可及び届出の受理（健康福祉部長が指定するものを除く。）に関すること。	1 第31条第4項（第43条第2項、第46条第4項及び第49条第3項において準用する場合を含む。）の規定による調査に関すること。	1 第58条第2項第1号の規定による報告の徴収に関すること。
	2 第56条第1項の規定による報告の徴収及び検査（健康福祉部長が指定するものを除く。）に関すること。		2 第62条第1項の規定による届出の受理（軽費老人ホーム、障害者支援施設及び事業授産施設に係るものに限る。）に関すること。
	3 第58条第2項第2号及び第3号の規定による勧告並びに同条第3項の規定による返還命令に関すること。		3 第63条第1項の規定による届出の受理（軽費老人ホーム、障害者支援施設及び事業授産施設に係るものに限る。）に関すること。
	4 第62条第2項の規定による許可（軽費老人ホーム、障害者支援施設及び事業授産施設に係るものに限る。）に関すること。		4 第64条の規定による届出の受理（軽費老人ホーム、障害者支援施設及び事業授産施設に係るものに限る。）に関すること。



	5 第63条第2項の規定による許可（軽費老人ホーム、障害者支援施設及び事業授産施設に係るものに限る。）に関する事 こと。		5 第67条第1項の規定による施設を必要としない第一種社会福祉事業の届出の受理に関する事 こと。
	6 第67条第2項の規定による施設を必要としない第一種社会福祉事業の許可に関する事 こと。		6 第68条の規定による施設を必要としない第一種社会福祉事業の許可を受けた者の事業の変更及び廃止の届出の受理に関する事 こと。
	7 第70条の規定による調査（健康福祉部長が指定するものを除く。）に関する事 こと。		7 第69条の規定による届出の受理に関する事 こと。
	8 第71条の規定による改善命令に関する事 こと。		
老人福祉法に関する事 こと。	1 第15条第4項の規定による養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設置の認可に関する事 こと。		1 第14条の規定による老人居宅生活支援事業の開始の届出の受理に関する事 こと。
	2 第16条第3項の規定による養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの廃止、休止及び入所定員の減少の時期並びに入所定員の増加の認可に関する事 こと。		2 第14条の2の規定による老人居宅生活支援事業に係る変更の届出の受理に関する事 こと。

<p>3 第18条第1項及び第2項の規定による報告の徴収等に関すること。</p>		<p>3 第14条の3の規定による老人居宅生活支援事業の廃止及び休止の届出の受理に関すること。</p>
<p>4 第19条第1項の規定による改善命令に関すること。</p>		<p>4 第15条第2項の規定による老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び老人介護支援センターの設置の届出の受理並びに同条第3項の規定による養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設置の届出の受理に関すること。</p>
		<p>5 第15条の2第1項の規定による老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び老人介護支援センターに係る変更の届出の受理並びに同条第2項の規定による養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに係る変更の届出の受理に関すること。</p>

			6 第16条第1項の規定による老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び老人介護支援センターの廃止及び休止の届出の受理並びに同条第2項の規定による養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの廃止、休止並びに入所定員の減少及び入所定員の増加の届出の受理に関すること。
			7 第29条第1項から第3項までの規定による届出の受理及び同条第7項の規定による報告の徴収及び調査に関すること。
戦傷病者特別 援護法に関する こと。			1 第4条の規定による戦傷病者手帳の交付に関すること。
			2 第5条の規定による戦傷病者手帳の記載事項の訂正に関すること。
			3 第6条の規定による戦傷病者手帳の返還命令に関すること。
戦傷病者特別 援護法施行令 に関するこ と。			1 第6条の規定による戦傷病者手帳の再交付に関すること。
戦傷病者特別 援護法施行規 則に関するこ と。			1 第5条の規定による死亡の届出の受理に関すること。

			2 第13条第1項の規定による更生医療券の交付に関すること。
			3 第15条第1項の規定による補装具交付券及び補装具修理券の交付に関すること。
			4 第17条の規定による手帳の交付、更生医療の給付並びに補装具の支給及び修理に関する請求の却下の通知に関すること。
介護保険法に関すること。	1 第101条の規定による介護老人保健施設の開設者に対する修繕の命令に関すること。		1 第24条の規定による居宅サービス等の実施者に対する報告の徴収、調査及び質問に関すること。
	2 第103条第3項の規定による介護老人保健施設の開設者に対する措置命令に関すること。		2 第41条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定に関すること。
			3 第46条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定に関すること。
			4 第48条第1項第1号の規定による指定介護老人福祉施設の指定に関すること。
			5 第53条第1項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定に関すること。

			6 第70条第6項 （第70条の3第2項において準用する場合を含む。）の規定による指定特定施設の指定に係る意見の聴取に関すること。
			7 第70条の2第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定の更新に関すること。
			8 第70条の3第1項の規定による指定特定施設の指定の変更に関すること。
			9 第71条第1項ただし書の規定による病院等の開設者についての指定居宅サービス事業者の特例に係る別段の申出の受理に関すること。
			10 第72条第1項ただし書の規定による介護老人保健施設の開設者についての指定居宅サービス事業者の特例に係る別段の申出の受理に関すること。
			11 第75条の規定による指定居宅サービス事業者に係る変更、廃止、休止及び再開の届出の受理に関すること。

に改め、同部の項子ど

		12 第75条の2第1項の規定による指定居宅サービス事業者による廃止等の届出後の便宜の提供に係る連絡調整及び援助に関すること。
		13 第76条第1項の規定による指定居宅サービス事業者等に対する報告の徴収等に関すること。
		14 第76条の2第1項の規定による指定居宅サービス事業者に対する勧告に関すること。
		15 第78条の2第2項の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定に係る届出の受理に関すること。
		16 第78条の2第3項の規定による指定地域密着型特定施設の指定に係る助言及び勧告に関すること。
		17 第78条の6第2項の規定による指定地域密着型サービス事業者による廃止等の届出後の便宜の提供に係る連絡調整及び援助に関すること。

		18 第78条の11の規定による地域密着型サービス事業者の指定等の届出の受理に関すること。
		19 第79条の2第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定の更新に関すること。
		20 第82条の規定による指定居宅介護支援事業者に係る変更、廃止、休止及び再開の届出の受理に関すること。
		21 第82条の2第1項の規定による指定居宅介護支援事業者による廃止等の届出後の便宜の提供に係る連絡調整及び援助に関すること。
		22 第83条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者等に対する報告の徴収等に関すること。
		23 第83条の2第1項の規定による指定居宅介護支援事業者に対する勧告に関すること。
		24 第86条第3項の規定による指定介護老人福祉施設の指定に係る意見の聴取に関すること。

		25 第86条の2第1項の規定による指定介護老人福祉施設の指定の更新に関すること。
		26 第89条の規定による指定介護老人福祉施設に係る変更の届出の受理に関すること。
		27 第89条の2第1項の規定による指定介護老人福祉施設の開設者による廃止等の届出後の便宜の提供に係る連絡調整及び援助に関すること。
		28 第90条第1項の規定による指定介護老人福祉施設の開設者等に対する報告の徴収等に関すること。
		29 第91条の規定による指定介護老人福祉施設の指定の辞退の届出の受理に関すること。
		30 第91条の2第1項の規定による指定介護老人福祉施設に対する勧告に関すること。
		31 第94条第1項、第2項及び第6項の規定による介護老人保健施設の開設の許可、変更の許可及び許可に係る意見の聴取に関すること。



		32 第94条の2第1項の規定による介護老人保健施設の許可の更新に関する事 こと。
		33 第95条の規定による介護老人保健施設を管理する者の承認に関する事 こと。
		34 第98条第1項第4号の規定による介護老人保健施設に関して広告できる事項の許可に関する事 こと。
		35 第99条の規定による介護老人保健施設に係る変更、廃止、休止及び再開の届出の受理に関する事 こと。
		36 第99条の2第1項の規定による介護老人保健施設の開設者による廃止等の届出後の便宜の提供に係る連絡調整及び援助に関する事 こと。
		37 第100条の規定による介護老人保健施設の開設者等に対する報告の徴収等に関する事 こと。
		38 第103条第1項の規定による介護老人保健施設の運営改善勧告に関する事 こと。

				<p>39 第105条において準用する医療法第9条第2項及び第15条第3項の規定による介護老人保健施設の開設者死亡又は失そう及びエックス線装置設置の届出の受理に関すること。</p>
				<p>40 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有することとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（次項から第46項までにおいて「旧法」という。）第107条の2第1項の規定による指定介護療養型医療施設の指定の更新に関すること。</p>
				<p>41 旧法第108条第1項の規定による指定介護療養型医療施設に係る指定の変更に関すること。</p>
				<p>42 旧法第111条の規定による指定介護療養型医療施設の開設者の住所等の変更の届出の受理に関すること。</p>

			43 旧法第111条の2第1項の規定による指定介護療養型医療施設の開設者による廃止等の届出後の便宜の提供に係る連絡調整及び援助に関すること。
			44 旧法第112条第1項の規定による指定介護療養型医療施設の開設者等に対する報告の徴収等に関すること。
			45 旧法第113条の規定による指定介護療養型医療施設の指定の辞退の届出の受理に関すること。
			46 旧法第113条の2第1項の規定による指定介護療養型医療施設に対する勧告に関すること。
			47 第115条の5の規定による指定介護予防サービス事業者に係る変更、廃止、休止及び再開の届出の受理に関すること。
			48 第115条の6第1項の規定による指定介護予防サービス事業者による廃止等の届出後の便宜の提供に係る連絡調整及び援助に関すること。

		49 第115条の7の規定による指定介護予防サービス事業者等に対する報告の聴取等に関すること。
		50 第115条の8第1項の規定による指定介護予防サービス事業者に対する勧告に関すること。
		51 第115条の11において準用する第70条の2第1項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定の更新に関すること。
		52 第115条の16第2項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者による廃止等の届出後の便宜の提供に係る連絡調整及び援助に関すること。
		53 第115条の20の規定による地域密着型介護予防サービス事業者の指定等の届出の受理に関すること。
		54 第115条の26第2項の規定による指定介護予防支援事業者による廃止等の届出後の便宜の提供に係る連絡調整及び援助に関すること。

			55 第115条の32 第2項から第4項までの規定による介護サービス事業者の業務管理体制の整備に係る届出等の受理に関すること。
			56 第115条の33 第1項の規定による介護サービス事業者の業務管理体制の整備に係る報告の徴収等に関すること。
			57 第115条の34 第1項の規定による介護サービス事業者の業務管理体制の整備に係る勧告に関すること。
介護保険に関すること。			1 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）に基づく届出の受理に関すること。
			2 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第20号）に基づく届出の受理に関すること。
			3 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）に基づく届出の受理に関すること。

			4 厚生労働大臣が定める特定診療費に係る指導管理等及び単位数（平成12年厚生省告示第30号）に基づく届出の受理に関すること。
			5 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）に基づく届出の受理に関すること。
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関すること。	1 第11条第1項及び第2項の規定による報告の徴収等に関すること。	1 第11条第3項、第48条第2項、第51条の3第5項、第51条の27第3項、第51条の32第5項、第81条第2項及び第85条第2項において準用する第9条第2項の規定による職員の身分を示す証明書の発行に関すること（育成医療及び精神通院医療に係るものを除く。）。	1 第29条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の指定に関すること。
	2 第48条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による報告の徴収等に関すること。		2 第37条第1項の規定による指定の変更に関すること。
	3 第49条第1項及び第4項の規定による勧告及び命令に関すること。		3 第39条第1項の規定による指定の変更に関すること。

	4 第51条の3第1項の規定による報告の徴収等に関すること。		4 第41条第1項の規定による指定の更新に関すること。
	5 第51条の4第1項及び第3項の規定による勧告及び命令に関すること。		5 第46条の規定による届出の受理に関すること。
	6 第51条の27第1項の規定による報告の徴収等に関すること。		6 第47条の規定による届出の受理に関すること。
	7 第51条の28第1項及び第4項の規定による勧告及び命令に関すること。		7 第51条の2の規定による届出の受理に関すること。
	8 第51条の32第1項の規定による報告の徴収等に関すること。		8 第51条の14第1項の規定による指定一般相談支援事業者の指定に関すること。
	9 第51条の33第1項及び第3項の規定による勧告及び命令に関すること。		9 第51条の21第1項の規定による指定の更新に関すること。
	10 第81条第1項の規定による報告の徴収等に関すること。		10 第51条の25の規定による届出の受理に関すること。
	11 第85条第1項の規定による報告の徴収等に関すること。		11 第51条の31の規定による届出の受理に関すること。
			12 第79条の規定による届出の受理に関すること。
高齢者の居住の安定確保に関する法律に関すること。		1 第24条の規定による福祉サービスの提供に係る報告、検査等に関すること。	

知事感謝状に関すること。	1 民生委員及び児童委員に対する知事感謝状に関すること（知事が別に定める基準による場合に限る。）。			
--------------	---	--	--	--

も家庭支援課の項児童福祉法に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第2項中「第21条の5の21第2項」を「第21条の5の21第3項において準用する第19条の16第2項」に改め、同欄第3項中「同条第7項」を「同条第12項」に改め、同欄第5項を削り、同課の項児童福祉法に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄第15項及び第16項を削り、同欄第17項中「第6項」を「第11項」に改め、同項を同欄第15項とし、同欄第18項から第21項までを2項ずつ繰り上げ、同表産業経済部の項産業経済企画課の項中小企業等協同組合法に関すること（事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会のうち共済事業を行うもの並びに火災共済協同組合並びに中小企業団体中央会に係るものを除く。）。の項を次のように改める。

中小企業等協同組合法に関すること（事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会のうち共済事業又は火災共済事業を行うもの並びに中小企業団体中央会に係るものを除く。）。	1 第9条の2の3（第9条の9第5項において準用する場合を含む。）の規定による組合員以外の者の利用の特例の認可及び取消しに関すること。	1 第48条（第69条において準用する場合を含む。）の規定による組合の臨時総会の招集の承認に関すること。	1 第35条の2の規定による役員の変更の届出の受理に関すること。
	2 第27条の2第1項の規定による組合の設立の認可に関すること。	2 第51条第2項の規定による組合の定款の変更の認可に関すること。	2 第62条第2項の規定による解散の届出の受理に関すること。
	3 第66条第1項の規定による組合の合併の認可に関すること。	3 第57条の5ただし書の規定による余裕金運用の特例の認可に関すること。	3 第96条第5項の規定による解散の登記の嘱託に関すること。
	4 第106条の規定による業務改善又は解散の命令に関すること。	4 第105条第2項の規定による検査に関すること。	4 第104条第1項の規定による不服の申出の受理に関すること。
		5 第105条の3第2項の規定による報告の徴収に関すること。	5 第105条の2第1項の規定による書面の受理に関すること。



		6 第105条の4第1項の規定による検査に関すること。	6 第105条の3第1項の規定による報告の徴収に関すること。
--	--	-----------------------------	--------------------------------

別表第3 産業経済部の項産業経済企画課の項商工会議所法に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第1項中「第46条第2項」を「第46条第5項」に、「認可」を「届出の受理」に改め、同課の項商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律に関すること。の項総合支庁長専決事項の欄第1項中「第5条第1項」を「第7条第1項」に改め、同欄第2項中「第6条第2項」を「第8条第2項」に改め、同欄第3項及び第4項を削り、同課の項商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第1項中「第6条第1項」を「第8条第1項」に改め、同欄第2項を削り、同課の項特例民法法人に関すること（別に指定する特例民法法人に関するものに限る。）。の項を削り、同部の項農業振興課の項農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に関すること。の項及び農業経営基盤強化促進法に関すること（同法第5条第2項第4号口の規定により基本方針に定められた法人に関するものを除く。）。の項を削り、同課の項青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法に関すること。の項を次のように改める。

農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（平成25年法律第102号）第4条の規定による廃止前の青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法に関すること。		1 農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（平成25年法律第102号）附則第9条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第4条の規定による廃止前の青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法第18条第1項の規定による就農支援資金の貸付けの業務を行う融資機関に対する資金の貸付けに関すること。	
---	--	--	--

別表第3 産業経済部の項農業振興課の項中

米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律に関すること。		1 法第10条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること。	
---------------------------------------	--	------------------------------------	--

を

米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律に関すること。		1 法第10条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること。	
食品表示法に関すること。	1 第6条第1項の規定による指示に関すること。	1 第8条第2項の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること。	
農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に関すること。		1 第7条第4項の規定による同項第2号に掲げる行為に係る協議に対する同意に関すること。	

に改め、同課の項山形県有黒毛和種繁

殖基礎種雌牛の貸付け、譲渡等に関する規則に関すること。の項を削り、同課の項証明に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄第1項中「並びに農地保有合理化促進事業を行う法人が同事業の実施に係る税法上の優遇措置を受けるための証明」を削り、同部の項水産振興課の項海岸法に関すること（庄内総合支庁建設部建設総務課に係るものを除く。）。の項総合支庁課長専決事項の欄第1項及び同課の項海岸法に関すること（庄内総合支庁建設部建設総務課に係るものを除く。）。の項総合支庁部長専決事項の欄第1項中「第12条第1項から第3項まで」を「第12条第1項、第2項及び第4項」に改め、同課の項中

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に関すること。		1 第4条第1項の規定による計画の策定に関すること。	1 第17条第3項及び第4項の規定による報告の受理に関すること。
----------------------------	--	----------------------------	----------------------------------

を

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に関すること。		1 第4条第1項の規定による計画の策定に関すること。	1 第17条第3項及び第4項の規定による報告の受理に関すること。
----------------------------	--	----------------------------	----------------------------------

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に関すること。		1 第7条第4項の規定による同項第6号に掲げる行為に係る協議に対する同意に関すること。
		2 第7条第4項の規定による同項第7号に掲げる行為に係る協議に対する同意に関すること。

に改め、同部の項森林整備課の項中

	2 第4条第1項及び第3項の規定による合理化計画（所管区域外にわたるものを除く。）の変更の認定及び認定の取消しに関すること。	
--	--	--

を

	2 第4条第1項及び第3項の規定による合理化計画（所管区域外にわたるものを除く。）の変更の認定及び認定の取消しに関すること。	
--	--	--

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に関すること。	1 第7条第4項の規定による同項第4号に掲げる行為（山形県森林審議会の意見を聴くことを要するものを除く。）に係る協議に対する同意に関すること。
	2 第7条第4項の規定による同項第5号に掲げる行為（土地の形質を変更する行為に限る。）に係る協議に対する同意（山形県森林審議会の意見を聴くことを要するものを除く。）に関すること。

に改め、同課の項分収造林契約に関する

ること。の項総合支庁部長専決事項の欄第1項中「独立行政法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林総合研究所」に改め、同表建設部の項建設総務課、西村山建設総務課、北村山建設総務課及び西置賜建設総務課の項海岸法に関すること（水産振興課に係るものを除く。）（庄内総合支庁に限る。）。の項総合支庁長専決事項の欄第1項中「第12条第1項から第3項まで」を「第12条第1項、第2項及び第4項」に改め、同項の次に次の1項を加える。

2 第23条の5第3項（第37条の8において準用する場合を含む。）の規定による指定の取消しに関すること。

別表第3建設部の項建設総務課、西村山建設総務課、北村山建設総務課及び西置賜建設総務課の項海岸法に関すること（水産振興課に係るものを除く。）（庄内総合支庁に限る。）。の項総合支庁部長専決事項の欄第1項中「（第10条第2項の規定による協議（以下この項において「協議」という。）を含む。）」を削り、同欄第2項中「（協議を含む。）」を削り、同欄第9項中「（第37条の8において準用する協議を含む。）」を削り、同項を同欄第13項とし、同欄第8項中「（第37条の8において準用する協議を含む。）」を削り、同項を同欄第12項とし、同欄中第7項を第8項とし、同項の次に次の3項を加える。

9 第23条の3第1項（第37条の8において準用する場合を含む。）の規定による海岸協力団体の指定に関すること。

10 第23条の5第1項及び第2項（第37条の8において準用する場合を含む。）の規定による監督等に関すること。

11 第23条の7（第37条の8において準用する場合を含む。）の規定による海岸協力団体との協議に関すること。

別表第3建設部の項建設総務課、西村山建設総務課、北村山建設総務課及び西置賜建設総務課の項海岸法に関すること（水産振興課に係るものを除く。）（庄内総合支庁に限る。）。の項総合支庁部長専決事項の欄中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、同欄第4項中「及び協議」を削り、同項を同欄第5項とし、同欄第3項中「第12条第1項から第3項まで」を「第12条第1項、第2項及び第4項」に改め、同項を同欄第4項とし、同欄第2項の次に次の1項を加える。

3 第10条第2項（第37条の8において準用する場合を含む。）の規定による国又は地方公共団体との協議に関すること。

別表第3建設部の項建設総務課、西村山建設総務課、北村山建設総務課及び西置賜建設総務課の項河川法に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第2項中「(協議を含む。)」を削り、同課の項風致地区内における建築等の規制に関する条例に関すること。の項及び風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則に関するこ

と。の項を削り、同課の項中

「請負契約に関すること（山形統合ダム管理課、高坂ダム管理課、庄内空港事務所及び荒沢ダム管理課に係るものを除く。）。

を

「請負契約に関すること（山形統合ダム管理課、高坂ダム管理課及び荒沢ダム管理課に係るものを除く。）。

に改め、同部の項道路課、道路計画課、西

村山道路計画課、北村山道路計画課及び西置賜道路計画課の項中

電線共同溝の整備等に関する特別措置法に関すること。		1 第17条第2項の規定による損失の補償及び同条第3項の規定による協議に関すること。	
---------------------------	--	--	--

を

電線共同溝の整備等に関する特別措置法に関すること。		1 第17条第2項の規定による損失の補償及び同条第3項の規定による協議に関すること。	
災害対策基本法に関すること。		1 第76条の6第1項の規定による災害時における車両の移動等に関する措置命令に関すること。	
		2 第76条の6第2項の規定による措置に関すること。	
		3 第76条の6第3項の規定による措置に関すること。	

に改め、同部の項建築課の項建築基準

		4 第76条の6 第4項の規定 による土地の 一時使用等に 関すること。	
--	--	--	--

法に關すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第1項中「承認」を「認定」に改め、同欄第8項中「第18条第22項第1号」を「第18条第24項第1号」に、「承認」を「認定」に改め、同欄中第29項を第30項とし、第10項から第28項までを1項ずつ繰り下げ、第9項の次に次の1項を加える。

10 第43条第1項ただし書の規定による許可に關すること（庄内総合支庁に限り、臨港交通施設である道路に限る。）。

別表第3建設部の項建築課の項高齢者の居住の安定確保に關する法律に關すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第1項中「及び地域保健福祉課」を「、地域保健福祉課及び地域健康福祉課」に改め、同課の項長期優良住宅の普及の促進に關する法律に關すること。の項総合支庁課長専決事項の欄第1項中「適合証」を「適合証又は住宅性能評価書」に改め、同部の項庄内空港事務所の項を削り、同表の備考第1項の表中「子ども家庭支援課」を「地域健康福祉課（栄養士法に關すること。の項、栄養士法施行令に關すること。の項及び健康増進法に關すること。の項に係る事務に限る。）、子ども家庭支援課」に改める。

別表第4第2号の表（児童相談所長の専決事項）の項第1項第9号中「第57条の3第2項」を「第57条の3第3項」に改め、同項第10号中「第57条の3の3第1項及び第3項」を「第57条の3の3第1項及び第4項」に改め、同項第11号中「第57条の4第2項」を「第57条の4第3項」に改め、同表（山形空港事務所長の専決事項）の項の次に次の1項を加える。

（庄内空港事務所長の専決事項）

- 1 1件の設計金額が1億円以内（建築工事については5,000万円以内）の競争入札に係る工事（主務部長が指名する工事を除く。）及び1件の設計金額が500万円以内の随意契約に係る工事（主務部長が指定する工事を除く。）を施行すること（設計変更の結果これらの金額を超えることとなる場合を含む。）。
- 2 歳出予算の節の区分のうち配当替えを受けた額の範囲内で、次に掲げる支出負担行為をすること。
  - (1) 委託料のうち、1件の予定金額が、4,000万円以内の工事に係る調査、設計及び測量の委託に係るもの（設計変更の結果4,000万円を超えることとなるものを含む。）
  - (2) 使用料及び賃借料のうち、1件の予定金額が、500万円以内の用地（土地改良財産の敷地を含む。）及び工事に要する物件の借入に係るもの
  - (3) 原材料費のうち、1件の設計金額が500万円以内の工事材料費（設計変更の結果500万円を超えることとなるものを含む。）
  - (4) 公有財産購入費のうち、1件の予定金額が1億円以内の工事用土地の取得（議会の議決に係るものを除く。）に係るもの
  - (5) 補償、補填及び賠償金のうち、1件の予定金額が1億円以内の用地及び物件の取得（議会の議決に係るものを除く。）及び使用に伴う補償に係るもの
- 3 別表第3建設部建設総務課、西村山建設総務課、北村山建設総務課及び西置賜建設総務課の項請負契約に關すること。の項総合支庁部長専決事項の欄に掲げる事項（本庁の県土整備部所管に係るものに限る。）に關すること。
- 4 目的外使用許可に關することのうち次に掲げる事項
  - (1) 都市計画事業に係る行政財産の目的外使用許可及び使用料の減免に關すること。
- 5 都市公園法に關することのうち次に掲げる事項
  - (1) 第5条第1項の規定による公園施設の設置及び管理の許可に關すること。
  - (2) 第6条第1項及び第3項の規定による都市公園の占用の許可に關すること。
  - (3) 第9条の規定による都市公園の占用の協議に關すること。
  - (4) 第10条第2項の規定による原状の回復又は原状に回復することが不適当な場合の措置についての指示に關すること。
  - (5) 第27条の規定による監督処分（許可の取消しを除く。）に關すること。
- 6 山形県都市公園条例に關することのうち次に掲げる事項
  - (1) 第4条第6号から第8号までの規定による焚火をする場所、立入禁止区域及び車両を乗り入れる場所の指

定に関する事。

(2) 第5条の規定による行為の許可等に関する事。

(3) 第7条の規定による都市公園の利用の禁止又は制限に関する事。

(4) 第11条の規定による使用料（第6条の許可に係るものを除く。）の減免に関する事。

(5) 第13条の規定による監督処分（許可の取消しを除く。）に関する事（第6条の許可に係るものを除く。）。

(6) 第14条の規定による公園施設の設置等に関する届出の受理に関する事。

7 航空法第49条第1項ただし書の規定による水平表面上に出る高さの物件の設置等の承認に関する事。

別表第4第2号の表（港湾事務所長の専決事項）の項第6項第3号中「第12条第1項から第3項まで」を「第12条第1項、第2項及び第4項」に改める。

別表第5工業技術センターの項中 「企画調整室長」 を 「企画調整部長」 に改め、同表病害虫防除所の項中

「知事の承認を得て所長が指定する職員」 を 「業務課長 総務主査（庶務に関する事務に限る。）」 に改め、同表中

「山形空港事務所」 「副所長」 「主務課長」 を

「山形空港事務所」 「副所長」 「庶務係長（庶務に関する事務に限る。）」 「庄内空港事務所」 「副所長」 「庶務係長（庶務に関する事務に限る。）」 に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。ただし、別表第3保健福祉環境部の項環境課の項の改正規定（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に関する事。の項及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則に関する事。の項に係る部分に限る。）は平成27年5月29日から、同表建設部の項建築課の項建築基準法に関する事。の項総合支庁部長専決事項の欄第1項及び第8項の改正規定は同年6月1日から施行する。

平成27年4月1日印刷  
平成27年4月1日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形 (631)2057 (631)2056